

令和7(2025)年度

公共用水域及び地下水の水質測定計画
(案)

栃 木 県

令和 7 (2025) 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画

第 1 趣旨

この計画は、本県の区域に属する公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を監視するため、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき、公共用水域及び地下水の水質の測定に係る事項を定めるものとする。

第 2 公共用水域

1 測定期間

令和 7 (2025) 年 4 月から令和 8 (2026) 年 3 月までとする。

2 測定機関

栃木県、宇都宮市及び国土交通省とする。

3 河川調査

(1) 測定地点

環境基準点、補助点及びその他の地点とする。

環境基準点は、環境基準の維持達成状況を把握するための地点であり、類型指定された水域に 1 地点以上設けている。補助点は、環境基準点における測定を補助するため、類型指定された水域の流域環境等の特性に応じて設けている。

各機関の測定地点数は、表 1 及び図 1 のとおりとする。

表 1 各測定機関の測定地点数（河川）

水系 \ 測定機関	栃木県	宇都宮市	国土交通省	合計
那珂川水系	15 (13)	—	3 (2)	18 (15)
鬼怒川水系	12 (9)	13 (4)	7 (4)	32 (17)
小貝川水系	7 (3)	—	1 (1)	8 (4)
渡良瀬川水系	24 (21)	6 (0)	9 (7)	39 (28)
その他の水系	4 (2)	—	—	4 (2)
合計	62 (48)	19 (4)	20 (14)	101 (66)

(注) () は環境基準点数である。

(2) 測定項目及び測定頻度

測定項目のうち、生活環境の保全等に関する項目（以下「生活環境項目」という。）は全測定地点において測定し、人の健康の保護に関する項目（以下「健康項目」という。）は全環境基準点において測定する。特殊項目等は、生活排水の状況、工場・事業場の立地状況及び過去の検出状況等を勘案して選択し、各地点において必要な項目を測定する。

各項目の測定頻度は表 2、各地点の測定項目及び頻度は別表 1 のとおりとする。

表2 各測定項目の測定頻度（河川）

測定項目		測定頻度	
環境基準項目	生活環境項目	pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌数、全窒素、全りん	毎月
	水生生物項目	全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）	毎月
	健康項目A	カドミウム、鉛、 ^び 砒素、アルキル水銀 [*] 、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、	年2回 (豊水期及び 渇水期)
	健康項目B	全シアン、六価クロム、総水銀、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン	年1回 (渇水期)
	健康項目C (農薬)	1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ	年1回 (春から夏)
特殊項目		n-ヘキサン抽出物質（油分）、フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム	年2回 (豊水期及び 渇水期)
要監視項目	健康項目	クロロホルム、p-ジクロロベンゼン、EPN、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、エピクロロヒドリン、全マンガン	年1回 (渇水期)
	水生生物項目	クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール	年1回 (渇水期)
その他の項目		アンモニア性窒素、界面活性剤（MBAS）、2-メチルイソボルネオール（2-MIB）、ジオスミン	年2回 (豊水期及び 渇水期)

※：総水銀が検出された場合に測定する。

(注) 豊水期とは概ね5～8月、渇水期とは概ね11～2月とする。

健康項目Aとは健康項目B及びC以外の項目とする。

健康項目Bとは全国及び本県の検出状況から検出される可能性が極めて小さい項目とする。

地点によっては測定頻度が表2と異なることがある。

4 湖沼調査

(1) 測定地点

環境基準点、補助点及びその他の地点とする。

環境基準点は、類型指定された水域の湖心に設けている。補助点は、類型指定された水域の規模及び汚濁等の特性に応じて設けている。

各機関の測定地点数は、表3及び図1のとおりとする。

表3 各測定機関の測定地点数（湖沼）

測定機関	栃木県	国土交通省	合計
測定地点	13 (3) (4湖沼)	5 (3) (5湖沼)	18 (6) (9湖沼)

(注) () は環境基準点数である。

水質保全対策が特に必要とされる湯ノ湖及び中禅寺湖は、複数の深度で湖心を測定しているほか、複数の補助点を設けて測定している。

測定地点及び深度は、表4のとおりとする。

表4 湯ノ湖及び中禅寺湖の測定深度

湖沼名	測定地点	測定深度 (m)				
		表層	3	6	9	
湯ノ湖	S t. 5 (湖心)	表層	3	6	9	
	S t. 1～4、6、8	表層				
中禅寺湖	S t. 6 (湖心)	表層	5	10	20	50 150
	S t. 1、4、7	表層				

(2) 測定項目及び測定頻度

測定項目のうち、生活環境項目は全測定地点において測定する。健康項目及びその他の項目は、生活排水の状況、工場・事業場の立地状況及び過去の検出状況等を勘案して選択し、各地点において必要な項目を測定する。

測定頻度は、原則として、冬期（12月～3月）を除き、天然湖である湯ノ湖及び中禅寺湖は毎月（年8回）、人工湖は隔月（年4回）とする。

各項目の測定頻度は表5のとおりとし、各地点の測定項目及び頻度は別表1のとおりとする。

表5 各測定項目の測定頻度（湖沼）

測定項目		測定頻度
生活環境項目	pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌数、全窒素、全りん、全亜鉛 ^{※1} 、ノニルフェノール ^{※1} 、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS) ^{※1} 、底層DO ^{※1}	年8回 (天然湖) 年4回 (人工湖)
健康項目	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、 ^ひ 砒素、総水銀、アルキル水銀 ^{※2} 、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン	年1回 (停滞期)
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	年8回 (天然湖) 年4回 (人工湖)
その他の項目	アンモニア性窒素、りん酸イオン、クロロフィルa、プランクトン	年8回 (天然湖) 年4回 (人工湖)

※1：水生生物の保全に係る項目である。

※2：総水銀が検出された場合に測定する。

(注) 地点によっては表5の測定頻度と異なることがある。

5 水道水源調査

(1) 測定地点

主要な水道水源である水域における5地点とする。

各機関の測定地点数は、表6のとおりとする。

表6 各測定機関の測定地点数（水道水源）

対象 \ 測定機関	栃木県	国土交通省	合計
河川	2	2	4
湖沼	1	—	1
合計	3	2	5

(2) 測定項目及び測定頻度

別表1のとおりとし、検出値が高くなる可能性がある夏は2回、春秋は1回測定を実施する。

6 測定方法

別表2のとおりとする。

測定頻度																						測定機関	測定地点									
健康項目										要監視項目										その他の項目			名称	No.								
健康項目					特殊項目					健康項目					水生生物項目					その他の項目												
シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	ヘレン	有機性窒素及び亜硝酸性窒素	ほう素	1,4-ジオキサン	フエノール類	銅	溶解性鉄	クロム	p-ジクロロベンゼン	E P N	トルエン	キシレン	アタラクジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	エビクロロヒドリン	全マンガン	クロロホルム				ホルムアルデヒド	4-1,1-オクタフルオエノール	2,4-ジクロロフェノール	アンモニア性窒素	M B A S	2-1 M I B	ジェオスミン	トリハロメタン生成能
1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2															1			栃木県	恒明橋	1		
																										1			"	昭明橋	2	
1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1										1	1	1	1					国交省	新那珂橋	3		
															1	1	1												"	川堀	4	
1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1										1	⑥	⑥			12		12	"	野口	5		
1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2																1		栃木県	高雄殿橋	6		
																												"	一軒茶屋	7		
1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2																1		"	湯川橋	8		
1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2										1							1	"	川田橋	9		
1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2																1		"	新田橋	10		
1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2																		"	未流	11		
1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2										1	1	1	1	1	1	1	1	"	箒川橋	12		
1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2																	1	"	宇田川橋	13		
1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2										⑥	⑥	⑥				1	"	更生橋	14			
1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2										1	1	1	1	1	1	1	1	"	向田橋	15		
1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2										1	⑥	⑥	⑥				1	"	旭橋	16		
1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2																1	"	未流	17			
1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2											⑥	⑥	⑥				1	"	未流	18		
1	1	1	1	4	1	1	1	2	2	2	2														2		国交省	川治第一 発電所前	19			
																											4	栃木県	小佐越	20		
				1	1	1		1	1	1	1				1					1								国交省	上平橋	21		
1	1	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		"	鬼怒川橋 (宝積寺)	22		
1	1	1	1	2	2	2	2							1	1	1	1	1	1	1								宇都宮市	桑島大橋	23		
																												国交省	大道泉橋	24		
1	1	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1									1	1	1	1	1	1	1	1	"	新川島橋	25		
				1	1	1		1	1	1	1																	"	平方	26		
1	1	1	1	4	1	1	1	2	2	2	2														6		"	未流	27			
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2														1		栃木県	未流	28			
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2																"	未流	29			
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2															1	"	開進橋 (針良)	30			
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2															1	"	筋違橋	31			
1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2																	宇都宮市	西鬼怒川 橋	32		
											1																		"	腰抱 地藏前	33	
															1	1													"	平塚橋	34	
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2															1	栃木県	高宮橋	35			
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2														1		"	未流	36			
																												宇都宮市	上の島橋	37		
1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2														1	1	1	2	2	"	大曾橋	38
																												"	宮の橋	39		
																												"	鉄道橋	40		
																													"	鉄道橋	41	
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2															1	栃木県	明治橋	42			
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2														1		"	坪山橋	43			
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2																	"	梁橋	44		
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2																	"	木和田島	45		
																													宇都宮市	未流	46	
																												"	昭和橋	47		
1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2										⑦	⑦	⑦	1	1	1	2	2	"	錦中央 公園	48	
1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2																	"	つくし橋	49		
																												栃木県	未流	50		
1	1	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1										⑦	⑦	⑦	1	1	1	1	1	国交省	三谷橋	51	
																											1	栃木県	花園	52		
																												"	若橋	53		
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2																	"	高畦橋	54		
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2																	"	桂橋	55		
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2										⑦	⑦	⑦				1	"	未流	56		
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2																	"	常盤橋	57		
																													"	すのこ橋	58	

(注)測定地点No.がゴシック体の地点は生活環境項目の環境基準点である。
測定地点No.に下線のある地点は水生生物保全項目の環境基準点である。
○は5年に1回調査することを示し、測定頻度は年1回とする。
○中の数字は測定年度(和暦)の下一桁を示す。

別表2 測定方法等一覧(公共用水域)

1 測定方法

測定項目		環境基準値 (指針値) (mg/L)	報告 下限値 (mg/L)	測定方法	
生活環境項目	pH	類型で異なる	—	日本産業規格(以下「規格」という)K0102-1 12に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	
	BOD	同上	0.5	規格K0102-1 18に定める方法	
	COD	同上	0.5	規格K0102-1 17.2に定める方法	
	SS	同上	1	環境基準告示付表8に掲げる方法	
	DO	同上	0.5	規格K0102-1 21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	
	大腸菌数	同上(※)	1CFU/100ml	規格K0102-5 5.6.2(規格K0102-5 5.6.2.7は除く。)に定める方法(ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃(凍結させない)の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。)	
	全窒素	同上	0.05	規格K0102-17.4又は17.5(規格K0102-217.5.3.2を除く。)に定める方法	
	全磷	同上	0.003	規格K0102-2 18.4(規格K0102-2 18.4.1.4のbを除く。)に定める方法	
	水生生物項目	全亜鉛	同上	0.001	規格K0102-3 12.2、12.3、12.4及び12.5に定める方法
		ノニルフェノール	同上	0.00006	環境基準告示付表9に掲げる方法
直鎖アルキルベンゼン、スルホン酸及びその塩(LAS)		同上	0.0006	規格K0102-4 6.2.5に定める方法	
底層DO		同上	0.5	規格K0102-1 21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は環境基準告示付表10に掲げる方法	
環境基準項目	カドミウム	0.003	0.0003	規格K0102-3の14.3、14.4又は14.5に定める方法	
	全シアン	検出されないこと	0.1	規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない)の分析を行う方法又は付表1(蒸留操作は装置にて行う)に掲げる方法	
	鉛	0.01	0.001	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法	
	六価クロム	0.02	0.01	規格K0102-3 24.3(規格K0102-3 24.3.3及び24.3.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1から2までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から2までに定めるところによる。) 1 規格K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合(規格K0102-3 24.3.4のb)による場合に限る。)試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 規格K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合1に定めるところによるほか、規格K0170-7 7のa)又はb)に定める操作を行うこと。	
	砒素	0.01	0.001	規格K0102-3 20.3.2、20.4又は20.5に定める方法	
	総水銀	0.0005	0.0005	環境基準告示付表2に掲げる方法	
	アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	環境基準告示付表3に掲げる方法	
	PCB	検出されないこと	0.0005	環境基準告示付表4に掲げる方法	
	ジクロロメタン	0.02	0.002	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	
	四塩化炭素	0.002	0.0002	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.01	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	0.0005	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
	トリクロロエチレン	0.01	0.001	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
	テトラクロロエチレン	0.01	0.0005	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	
	チウラム	0.006	0.0006	環境基準告示付表5に掲げる方法	
	シマジン	0.003	0.0003	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	
	チオベンカルブ	0.02	0.002	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	
	ベンゼン	0.01	0.001	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	
	セレン	0.01	0.001	規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.03		
	硝酸性窒素		0.02	規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8に定める方法	
	亜硝酸性窒素		0.01	規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4に定める方法	
	ふっ素	0.8	0.08	規格K0102-2 5.2及び5.3、5.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水薬200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K0102-2 5.2(蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びバイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、蒸留操作を省略することができる。)及び規格K0102-3 5.5に定める方法	
	ほう素	1	0.01	規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方法	
	1,4-ジオキサン	0.05	0.005	環境基準告示付表7に掲げる方法	

測定項目		環境基準値 (指針値) (mg/L)	報告 下限値 (mg/L)	測定方法	
特殊項目	n-ヘキサン抽出物質(油分)	—	0.5	環境基準告示付表14に掲げる方法	
	フェノール類	—	0.01	規格K0102の28.1(規格K0102の28の備考2及び3並びに規格K0102の28.1.3のただし書以降を除く。)に定める方法	
	銅	—	0.01	規格K0102の52.2、52.3、52.4又は52.5に定める方法	
	溶解性鉄	—	0.1	規格K0102の57.2、57.3又は57.4に定める方法	
	溶解性マンガン	—	0.01	規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法	
	クロム	—	0.01	規格K0102の65.1に定める方法	
要監視項目	健康項目	クロロホルム	(0.06)	0.006	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
		p-ジクロロベンゼン	(0.2)	0.02	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
		EPN	(0.006)	0.0006	環境庁通知環水規第121号付表1の第1又は第2に掲げる方法
		トルエン	(0.6)	0.06	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
		キシレン	(0.4)	0.04	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
		フタル酸ジエチルヘキシル	(0.06)	0.006	環境庁通知環水規第121号付表3の第1又は第2に掲げる方法
		ニッケル	—	0.001	規格K0102の59.3に定める方法又は環境庁通知環水規第121号付表4若しくは付表5に掲げる方法
		モリブデン	(0.07)	0.007	規格K0102の68.2に定める方法又は環境庁通知環水規第121号付表4若しくは付表5に掲げる方法
		アンチモン	(0.02)	0.002	平成16年3月31日付環境省通知付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法
		エピクロロヒドリン	(0.0004)	0.00004	平成16年3月31日付環境省通知付表2に掲げる方法
	全マンガン	(0.2)	0.02	規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法	
	水生生物項目	クロロホルム	(0.006~3)	0.006	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
		フェノール	(0.01~0.08)	0.001	平成15年11月5日付環境省通知付表1に掲げる方法
		ホルムアルデヒド	(1)	0.03	平成15年11月5日付環境省通知付表2に掲げる方法
		4-tert-ブチルフェノール	(0.0007~0.004)	0.00003	平成25年3月27日付環境省通知付表1に掲げる方法
アニリン		(0.02)	0.002	平成25年3月27日付環境省通知付表2に掲げる方法	
2,4-ジクロロフェノール	(0.003~0.03)	0.0003	平成25年3月27日付環境省通知付表3に掲げる方法		
その他の項目	アンモニア性窒素	—	0.02	上水試験方法III-2 8に掲げる方法	
	MBAS	—	0.01	規格K0102(2016)の30に定める方法	
	全硬度	—	0.5	規格K0101の15.1に定める方法	
	2-MIB	—	0.005	上水試験方法IV-2 12に掲げる方法	
	ジェオスミン	—	0.005	上水試験方法IV-2 12に掲げる方法	
	りん酸イオン	—	0.003	規格K0102の46.1に定める方法	
	クロロフィルa	—	2 μ g/L	上水試験方法IV-2 25に掲げる方法又は海洋観測指針 9.6に掲げる方法	
プランクトン	—	—	海洋観測指針6に掲げる方法又はこれに類する方法		
トリハロメタン生成能	—	0.005	環境庁告示第30号別表に掲げる方法		

- 備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

- (注) 1 測定方法は昭和46年12月環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」の定めに従う。
報告下限値は平成13年5月31日環水企第92号「環境基本法に基づく水質汚濁防止法に基づく水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」の定めに従う。
2 表中及び備考の用語は下記のとおりとする。
(1) 環境基準告示：昭和46年12月環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」
(2) 環境庁通知：平成5年4月環水規第121号「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」
(3) 平成15年11月5日付環境省通知：平成15年11月環水企発第031105001号及び環水管発031105001号「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」
(4) 平成16年3月31日付環境省通知：平成16年3月環水企発第040331003号及び環水土発第040331005号「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」
(5) 平成25年3月27日付環境省通知：平成25年3月環水大発第1303272号「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」
(6) 環境庁告示第30号：平成7年6月環境庁告示第30号「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第五条第二項の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」

※ 各水域に適用する大腸菌数の環境基準は次表のとおりとする。

2 各水域に適用する大腸菌数の環境基準
(1) 河川

水系	類型	水域名	環境基準点	利用目的					大腸菌数の環境基準 (CFU/100ml)
				自然	水道	工業	農業	水産	
那珂川	AA	那珂川(1)	恒明橋		1		○		100
	AA	高雄股川	高雄股橋	○				1	20
	A	那珂川(2)	新那珂橋		1		○		100
	A	野口	野口		1		○		100
	A	湯川	湯川橋		2		○	1	300
	A	余笹川	川田橋		2		○	1	300
	A	黒川	新田橋				○	1	300
	A	松葉川	末流					2	-
	A	箒川	箒川橋		2		○	1	300
	A	蛇尾川	宇田川橋		2		○	1	300
	A	武茂川	更生橋					1	-
	A	荒川	向田橋		2		○	1	300
	A	内川	旭橋		2		○	2	300
	A	江川	末流				○	2	300
	A	逆川	末流					1	-
	AA	鬼怒川(1)	川治第一		1		○		100
	AA	男鹿川	川治橋	○	1			1	20
AA	板穴川	末流	○				1	20	
AA	大谷川	開進橋	○	1		○	1	20	
A	鬼怒川(2)	鬼怒川橋		2		○		300	
A	新川島橋	新川島橋		2		○		300	
A	湯川	末流		2			2	300	
A	志渡淵川	筋違橋					1	-	
A	西鬼怒川	西鬼怒川橋					1	-	
A	江川下流	末流				○	3	300	
A	田川上流	大曾橋					1	-	
A	赤堀川	木和田島					1	-	
A	小貝川	三谷橋				○	3	300	
A	五行川	桂橋				○	2	300	
A	野元川	末流				○	3	300	
A	行屋川	常盤橋					3	-	
B	江川上流	高宮橋					3	-	
B	田川中流	明治橋				○	2	1000	
B	田川下流	梁橋				○	2	1000	
C	御用川	錦中央公園						-	
C	釜川	つくし橋					3	-	
AA	大芦川	赤石橋	○			○	1	20	
AA	神子内川	末流		1			1	100	
A	渡良瀬川(2)	葉鹿橋				○		300	
A	小俣川上流	新上野田橋				○	1	300	
A	松田川上流	新松田川橋				○	1	300	
A	旗川上流	高田橋			○	○	1	300	
A	才川	末流				○	3	300	
A	秋山川上流	堀米橋				○	1	300	
A	永野川上流	大岩橋				○	1	300	
A	永野川下流	落合橋				○	1	300	
A	思川上流	保橋				○	1	300	
A	思川下流	乙女大橋		1		○	2	100	
A	黒川	御成橋		2		○	1	300	
A	姿川	宮前橋				○	2	300	
B	渡良瀬川(3)	渡良瀬大橋				○		1000	
B	渡良瀬川(4)	三国橋				○		1000	
B	小俣川下流	末流					3	-	
B	松田川下流	末流					3	-	
B	袋川上流	助戸				○		1000	
B	旗川下流	末流				○	3	1000	
B	出流川	末流				○	3	1000	
B	三杉川	末流				○	3	1000	
B	巴波川下流	巴波橋				○	3	1000	
C	矢場川	矢場川水門					3	-	
C	秋山川下流	末流				○	3	-	
C	巴波川上流	吾妻橋				○	3	-	
D	蓮台寺川	末流				○		-	
D	袋川下流	袋川水門				○		-	
その他	A	押川	越地橋				1	-	
B	西仁連川	武井橋						1000	

(2) 湖沼

類型	水域名	環境基準点	利用目的					大腸菌数の環境基準 (CFU/100ml)
			自然	水道	工業	農業	水産	
AA	中禅寺湖	湖心		1			1	100
A	湯ノ湖	湖心					1	-
-	塩原ダム貯水池	湖心				○		-
AA	深山ダム貯水池	湖心	○	2		○		20
A	川俣ダム貯水池	湖心				○	2	300
-	五十里ダム貯水池	湖心					1	-
A	川治ダム貯水池	湖心		2				300
A	渡良瀬貯水池	湖心		2			2	300
-	湯西川ダム貯水池	湖心		○	○	○		-

注 表中の利用目的は次のとおりとなる。

自然：自然環境保全

水道：水道用水（各水域の欄の数字は級を示す。）

工業：工業用水

農業：農業用水

水産：水産生物用水（各水域の欄の数字は級を示す。）

なお、利用目的は、各水域または河川における利用状況を文献調査及び関係機関への照会により確認した結果である。

図1 河川測定地点図

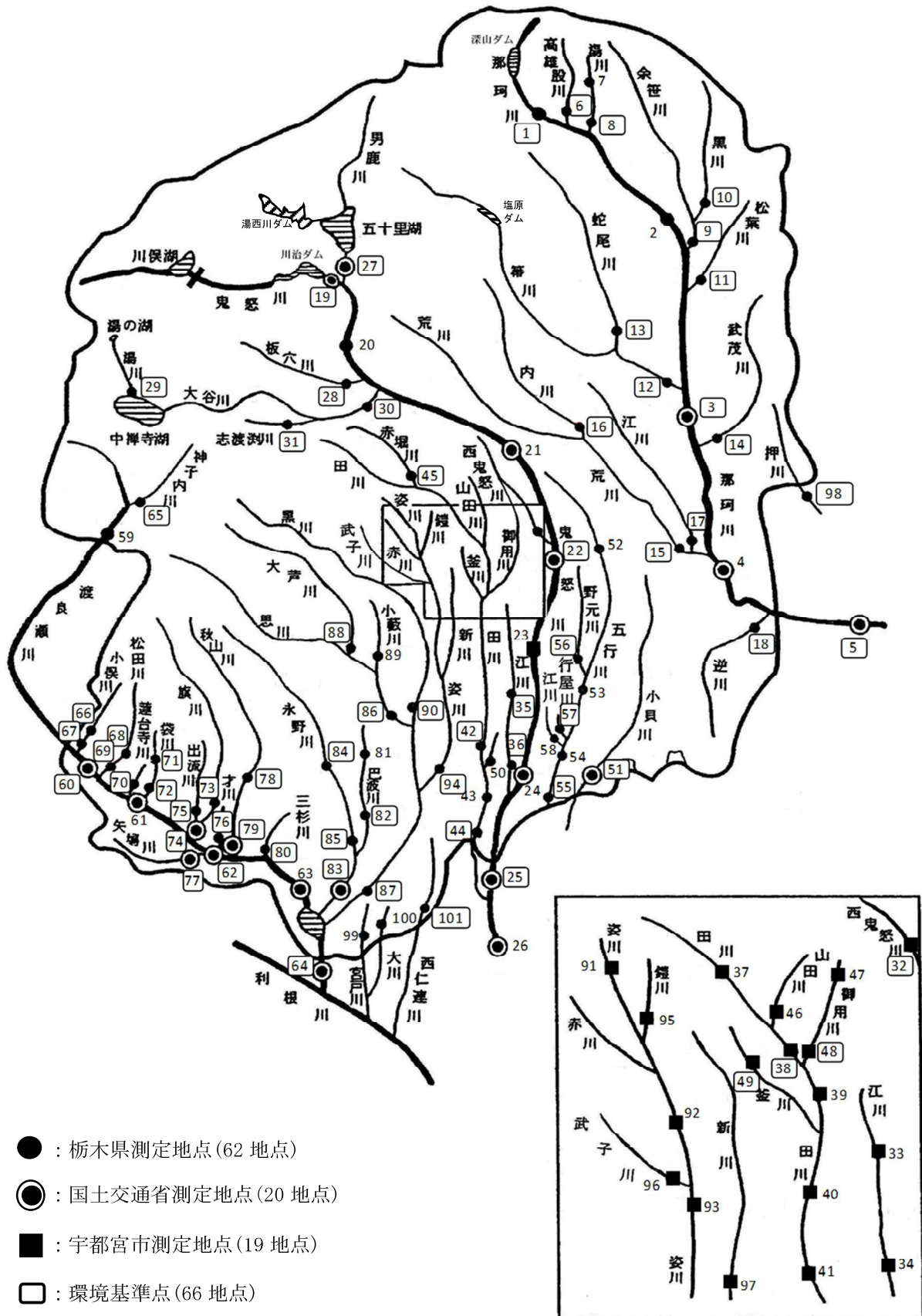
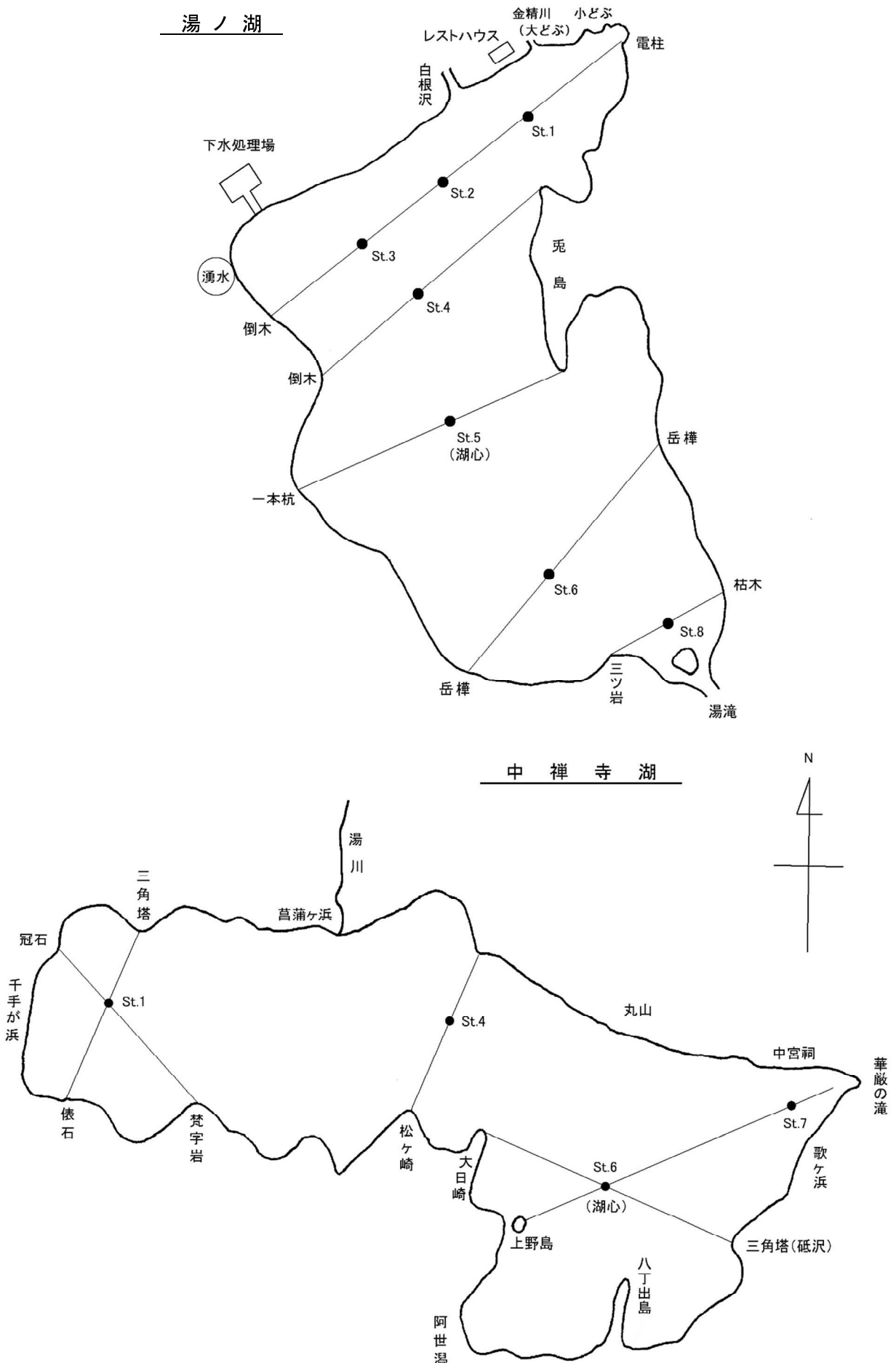


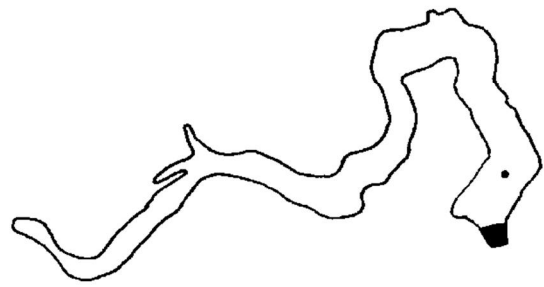
図2 湖沼測定地点図



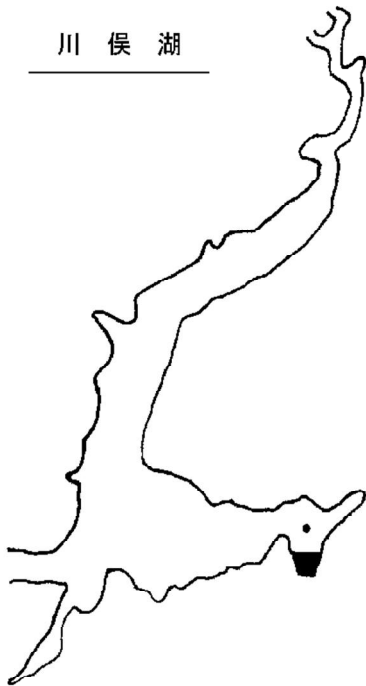
深山ダム貯水池



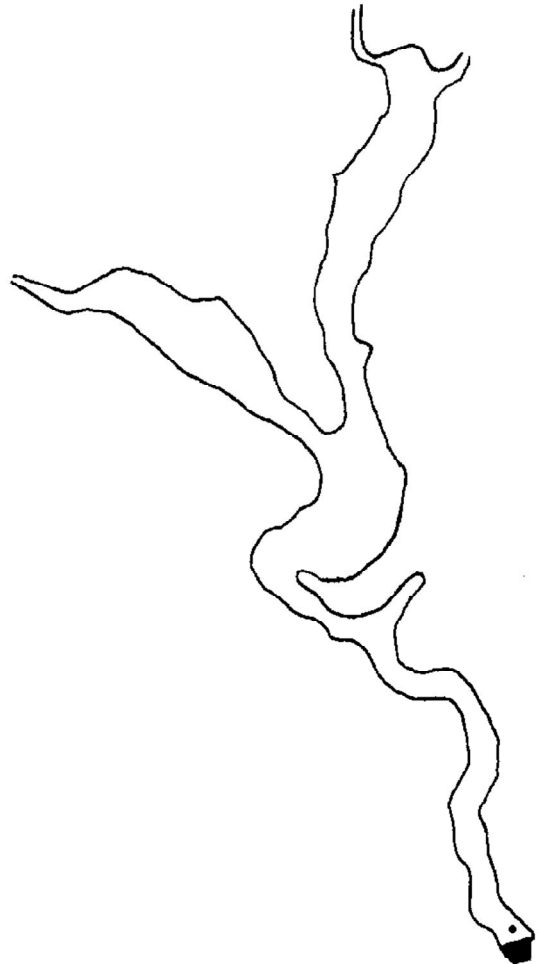
川治ダム貯水池



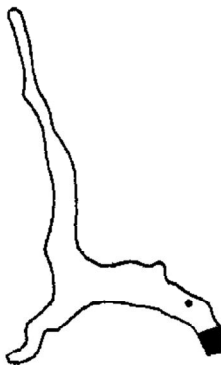
川俣湖



五十里湖

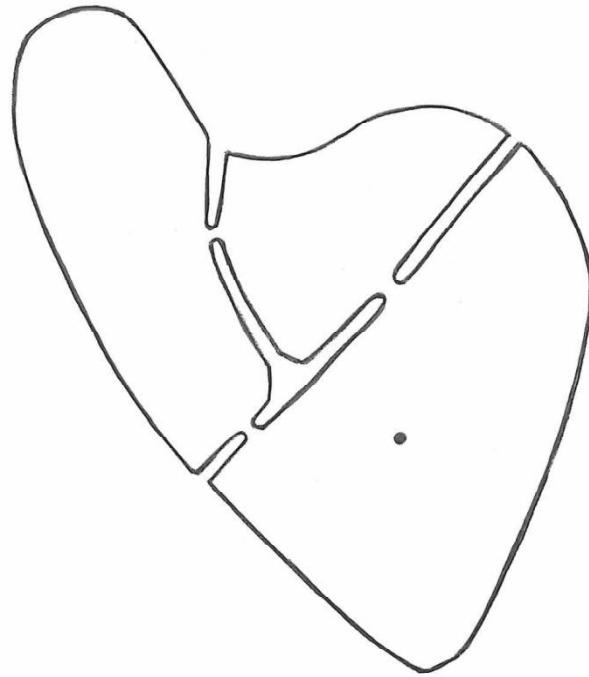


塩原ダム貯水池

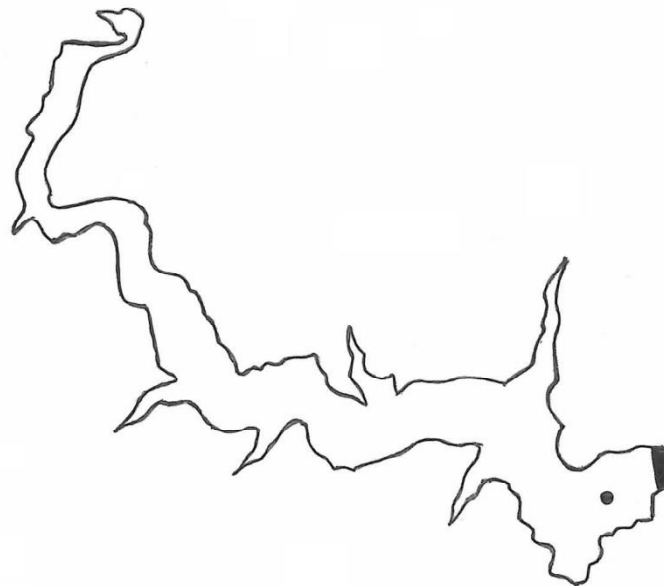


▼ : ダムサイト

渡良瀬貯水池（谷中湖）



湯西川ダム貯水池



▼ : ダムサイト